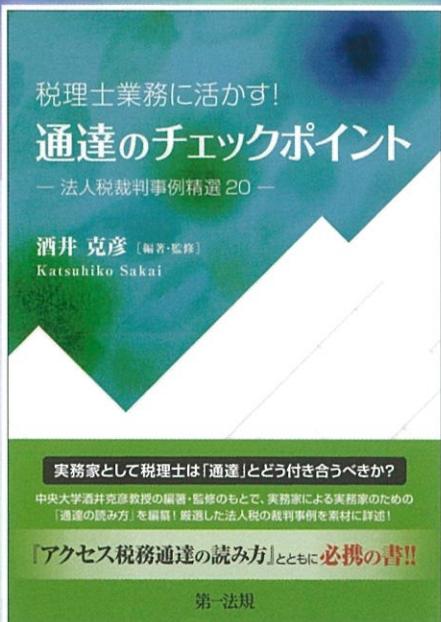


# 判例をもとに 通達を解説した唯一の書!

税理士業務に活かす!

## 通達のチェックポイント

— 法人税裁判事例精選 20 —



A5判・288頁  
定価：本体2,200円+税

内容見本

酒井 克彦 [編著・監修]  
Katsuhiko Sakai

- 法人税法の解釈で通達が問題とされた判例を精選し、重要通達の留意すべきポイントを詳解！
- 通達を読み解く上で重要な「通達前文」および通達に関する重要な論点の「文書回答手続」「パブリックコメント」について解説！
- 中央大学酒井克彦教授の編著・監修のもとで編纂された、信頼度の高い内容！

### 5 除却損の損金算入の可否

#### Point

企業会計では固定資産の除却が行われた場合、損失に計上することとされているが、法人税法においては特段の規定がないため、除却損の損金算入を巡ってしばしば争いとなることがある。とりわけ、物理的な解説、破碎、廃棄等をしていない有姿除却の場合に、法人税法上、損金算入が認められるか否かは議論があり得るところである。課税実務では、一定の要件を満たす有姿除却の場合に、帳簿価額から処分見込価額を控除した金額につき損金算入を認める旨通達しているが（法基通7-7-2）、かかる取扱いの法的根拠はどこにあるのであるか。

ここでは、火力発電設備に係る有姿除却の損金算入の可否が争われた東京地裁平成19年1月31日判決を素材に、①電気事業会計規則は法人税法22条（各事業年度の所得の金額の計算）4項にいう「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に該当するか否か、②除却の要件充足性判断には物理的判断のみならず経済的判断も対象となるか否か等を検討してみたい。

#### [判決]

第一審東京地裁平成19年1月31日判決（税賃257号類号10623）（請求認容・確定）

#### [関連通達]

法基通7-7-2

#### 5 除却損の損金算入の可否

##### 法人税基本通達7-7-2（有姿除却）

次に掲げるような固定資産については、たとえ当該資産につき解説、破碎、廃棄等をしていない場合であっても、当該資産の帳簿価額からその処分見込価額を控除した金額を除却損として損金の額に算入することができるものとする。

- (1) その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産
- (2) 特定の製品の生産のために専用されていた金型等で、当該製品の生産を中止したことにより将来使用される可能性のほとんどないことがその後の状況等からみて明らかなもの

#### 1 事例

##### (1) 事案の概要

電気事業者であるX社（原告）は、保有する火力発電設備について、電気事業法に基づく廃止のための手続をとった上でいわゆる有姿除却（対象となる固定資産が物理的に廃棄されていない状態で除却処理をすること）に係る除却損を損金算理して確定申告をしたところ、処分行政令から各発電設備を構成する個々の資産が固定資産としての使用価値を失ったことが客観的に明らかではなく、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないとは認められないなどして、更正処分等を受けた。

本件は、X社が、国Y（被告）を相手取り、かかる更正処分等のうち除却損の損金算入に係る部分について取消しを求めた事案である。

##### (2) 爭点

本件火力発電設備に係る有姿除却の除却損を損金の額に算入する



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560 | <http://www.daiichihioki.co.jp>

Tel. 0120-203-694

Fax. 0120-302-640

# 目 次

## 第1章 総論

通達運用のグランドルール 一法人税基本通達前文の意義と射程—

## 第2章 事例編

- 1 通達で納税者に対して手続要件を定めた場合の効果／2 出資持分の低額譲受け／3 DESについて債務消滅益が生ずるか／4 損害賠償金の益金算入時期／5 除却損の損金算入の可否／6 債務確定基準と短期前払費用／7 短期前払費用と法人税法22条4項／8 建物の取得費及び取壊費用と土地の取得価額／9 寄附金と繰延資産／10 損害保険契約に係る支払保険料の課税上の取扱い／11 役員退職金の損金算入時期と損金経理／12 役員の分掌変更等の場合の退職給与／13 役員の分掌変更等の場合の未払退職金／14 出向先法人が支出する給与負担金／15 関連会社に対する貸倒損失を巡る土地の評価方法／16 相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例／17・18 法人税法における非上場株式の評価(1)(2)／19 有価証券の有利発行／20 株式の有利発行課税と関連通達／21 通達に規定する不確定概念

## 第3章 重要論点

- I 文書回答手続／II パブリックコメント

詳細・お申し込みはコチラ → **第一法規**

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

検索

CLICK!

キリトリ線

### 申込書〈第一法規刊〉

#### 税理士業務に活かす！通達のチェックポイント－法人税裁判事例精選20－

●定価 2,376円（本体2,200円） [コード 057950]

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。  
また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料450円（税込）にてお届けいたします。

\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。)  代金引換により支払います。  現品到着後請求書により支払います。

\*代金引換手数料について  
一回あたりのご購入金額  
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、300円+税  
3万円以下の場合、400円+税  
10万円以下の場合、600円+税

※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者  
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いた  
ただけません。

平成 年 月 日

### 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、  
このままFAXで下記宛お送りください。

#### ■宛先

〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX.0120-302-640

書店印

ご住所

機関名

フリガナ  
ご氏名

部署名

TEL  
様 団  
E-mail

□公用  
□私用

# 通達といかに向き合うべきか

—税理士にとっての永遠の課題に取り組んだ実務家必読の書!!—

税理士業務に活かす!

# 通達のチェックポイント

—所得税裁判事例精選 20 —

酒井 克彦 [編著・監修]

Katsuhiko Sakai

税理士業務に活かす!  
通達のチェックポイント

—所得税裁判事例精選 20 —

酒井 克彦 [編著・監修]  
Katsuhiko Sakai

## 通達のチェックポイント 第2弾!

●所得税基本通達の正しい理解と実務への活用のために判例をもとに解説した唯一の書!

●精選した20の判例をベースに重要通達の留意すべきポイントを詳解。

●中央大学酒井克彦教授の編著・監修による、信頼度の高い内容。

待望の第2弾! 通達のチェックポイント所得税編の登場!!

通達といかに向き合うべきか—実務家必読の書!!  
税理士にとっての永遠の課題に取り組んだ実務家必読の書!!

単なる論議的な通達批判にとどまることなく、個別事例の分析を通じて通達の示す法令解釈等を深く掘り下げ検討。

第一法規

A5判・370頁

定価: 本体2,200円+税

内容見本

案 事例編

この譲渡により生じる利益なるものは、その債権の元本の増加益ならぬキャピタル・ゲインそのものではなく、期間利息に相当するものであるとの理解に基づいていると考えられる。もちろん、そのような場合があることは否定できないが、…上記理解は一面的にすぎるとの批評を免れ難く、上記通達の合理性には疑問を呈試できないというべきである。」

「Xが取得した資産は、各種の権利義務が一體となった契約上の地位としての本件ゴルフ会員権であるに対し、本件取引は、自らの意思で預託金返還請求権以外の権利義務等を消滅させた上、同請求権を行使したものであるから、両者の資産としての内容・性格は大きく異なるており、その間に差異を生じているとしても、これをもって所得税法33条1項いう「…譲渡…による所得」といふことはできない。」

「そうすると、Xの主張に係る損失は、譲渡所得の金額の計算上生じたものということはできず(譲得の金額の計算上生じたものと解される)。したがって、他の所得と損益通算することはできないと解されるのが相当である。」

□ 名古屋高裁平成17年12月21日判決

名古屋高裁も第一審をおおむね支持してXの請求を棄却した。ただし、上記判決文の下線部分は削除されている<sup>2</sup>。

ハ 最高裁平成18年6月30日第二小法廷決定

最高裁は上告棄却・上告不受理とした。

16 ゴルフ会員権の資産該当性

### 2 解 説

#### (1) 譲渡所得の本質

譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいうと規定されている(所法33条1項)。その本質はキャピタル・ゲイン、すなはち所有資産の価値の増加益であって、譲渡所得に対する課税は、資産が譲渡によって所有者の手を離れるのを機会に、その所有期間中の増加益を清算して課税しようとするものである(増加益清算課税説)<sup>3</sup>。

ここで譲渡所得の意義と範囲を論ずる上で問題になるのは、資産とは何か、譲渡とは何かであり、以下検討することとしよう。

#### (2) ゴルフ会員権は所得税法33条1項にいう「資産」か

所得税法33条1項にいう「資産」とは、譲渡のある財産権を全て含む概念で、動産・不動産はもとより、借地権、無体財産権、許認可によって得た権利や地位などが広くそれに含まれると解されている<sup>4</sup>。

ここで、預託金会員権ゴルフ会員権の法的性質は、①ゴルフ場施設の優先的利用権、②預託金返還請求権、及び③会費納入義務からなる契約上の地位であると解されており<sup>5</sup>、ゴルフ会員権は、通常、所得税法33条1項にいう「資産」に含まれ、その譲渡による所得は譲渡所得を構成する(平成26年度税制改正については後述)。

この点、ゴルフ場施設の優先的利用権が時効により消滅すると、

3 金子・租税法246頁。最高裁判昭和43年10月31日第一小法廷判決(訴月14巻12号1442頁)、最高裁判昭和47年12月26日第三小法廷判決(民集26巻10号2083頁)。

4 金子・租税法237頁。なお、清水敬次教授は「資産とは譲渡可能な有価物を意味」するとして述べられる(清水・税法93頁)。

5 最高裁判昭和50年7月25日第三小法廷判決(民集29巻6号147頁)。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 ☎ 0107-8560  
<http://www.daiichihioki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 目 次

## 第1章 総論

通達の公表と最高裁判決の射程範囲

## 第2章 事例編

- 1 事前認定手続を定めた通達と租税法律主義／2 通達の遡及適用／3 米国LPSの法人該当性／  
4 任意組合等の所得計算方法の任意選択／5 従業員慰安旅行に係る経済的利益と少額不追及／  
6 役員分掌変更に伴う一時金の退職所得該当性／7 土地の取得に係る借入金利子／8 所得税法  
59条における取引相場のない株式の価額／9 保証債務の履行の範囲／10 所得税税法上の気配  
相場のない株式の評価方法／11 二重利得法の採用事例／12 満期返戻金に係る一時所得の計算  
(逆ハーフタックスプラン事件)／13 裁判所において許容された通達の廃止の影響／14 「宿日直」  
の意義／15 債務免除益の所得区分と源泉徴収義務／16 ゴルフ会員権の資産該当性／17 藤沢  
メガネ訴訟(医療費控除)／18 支払者が債務免除を受けた場合の源泉徴収義務／19 ストック・オ  
プション事件(通達の制定と「正当な理由」)／20 匿名組合の所得区分に関する通達改正と「正  
当な理由」

## 第3章 重要論点

- I キャピタル・ゲイン課税にみる譲渡益説への傾斜—所得税基本通達の取扱いを中心として—  
II 所得税基本通達にみるフリンジ・ベネフィットの取扱い

詳細・お申し込みはコチラ



第一法規

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

検索



キリトリ線

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、  
このままFAXで下記宛お送りく  
ださい。

■宛先

〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX.0120-302-640

書店印

申込書（第一法規刊）

税理士業務に活かす！通達のチェックポイント—所得税裁判事例精選20—

●定価 2,376円(本体2,200円) [コード 063958]

申込部数 部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送サービスといたします。  
また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料450円(税込)にてお届けいたします。

\*消費税は申込日時の適用税率にあります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現品到着後請求書により支払います。

\*代金引換手数料について  
一回あたりのご購入金額  
(商品の税込価格+送料) の合計が

1万円以下の場合、300円+税  
3万円以下の場合、400円+税  
10万円以下の場合、600円+税

※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者  
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いた  
だけません。

年 月 日

ご住所

〒 —

機関名

部署名

□公用  
□私用

フリガナ  
ご氏名

TEL

E-mail

@

お客様の個人情報の  
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社  
ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問  
合せフォーム(<https://www.daiichihioki.co.jp/support/contact/contact.php>)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル 0120-203-696 FAX.0120-202-974

所得税通達事例 (063958) 2018.8 SE